9　特定減額特例対象組合員が第六項第二号に該当するに至つた日前から引き続き同一の地方公共団体又は特定地方独立行政法人に使用され、かつ、同日において職員に該当する場合における法第六十三条第二項並びに第百十四条第一項及び第二項の規定その他主務省令で定める規定（他の法令において、引用し、準用し、又はその例による場合を含む。）の適用については、同日に組合員の資格を取得し、又は喪失しなかつたものとみなす。

第五条　前条の規定は、法人等（組合、連合会、職員引継一般地方独立行政法人、定款変更一般地方独立行政法人又は職員引継等合併一般地方独立行政法人をいう。附則第三十五条の三及び第三十五条の六において同じ。）に使用される者について準用する。この場合において、前条第一項中「掲げる者」とあるのは「掲げる者に準ずる者として主務省令で定める者」と、同条第七項から第九項までの規定中「職員に」とあるのは「職員に準ずる者として主務省令で定める者に」と読み替えるものとする。

第六条から第十条まで　削除

附則第三十五条の二の次に次の見出し及び四条を加える。

（特定地方独立行政法人又は法人等に使用される短時間組合員に係る費用負担に関する特例）

第三十五条の三　法附則第三十一条の三の政令で定める者は、特定地方独立行政法人又は法人等に使用される短時間組合員（次の各号のいずれにも該当する者をいう。次条から附則第三十五条の六までにおいて同じ。）とする。

一　第二条第一項第七号に掲げる者（法人等に使用される者にあつては、同号に掲げる者に準ずる者として主務省令で定める者）

二　標準報酬の等級（法第四十三条第二項の規定により読み替えて適用する同条第一項の規定による標準報酬の等級をいう。附則別表において同じ。）が第一級から第九級までの等級である組合員

第三十五条の四　次の各号に掲げる特定地方独立行政法人（既にこの項の申出をした特定地方独立行政法人を除く。以下この条において同じ。）は、当該各号に定める日（第四項及び第五項において「申出基準日」という。）から起算して二年を経過した日が属する月の前月までの間に、主務省令で定めるところにより特定組合（当該特定地方独立行政法人の職員を組合員とする組合をいう。同項において同じ。）に申出をした場合は、法第百十三条第二項（第一号及び第四号に係る部分に限る。）の規定にかかわらず、当分の間、特定地方独立行政法人に使用される短時間組合員に係る特定地方独立行政法人の負担すべき同項第一号及び第四号の負担金（標準報酬の月額に係る負担金に限る。以下この項、第六項及び第七項において「短時間組合員に係る負担金」という。）の負担の割合を、附則別表各号に掲げる期間の区分に応じて当該各号に定める割合（以下この項及び附則別表において「増加負担割合」という。）に百分の五十を加えた割合に増加することができる。この場合において、短時間組合員に係る負担金の額のうち、短時間組合員に係る標準報酬の月額に短期給付等に係る費用負担率（短期給付（前期高齢者納付金等及び後期高齢者支援金等並びに流行初期医療確保拠出金等の納付を含む。）及び福祉事業に係る法第百十四条第三項に規定する標準報酬の月額及び標準期末手当等の額と掛金との割合に二を乗じて得た率をいう。）を乗じて得た金額に相当する金額に増加負担割合を乗じて得た金額（その金額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨てた金額とし、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた金額とする。第四項において「負担金調整額」という。）は、徴収を行うことを要しなかつたものとみなす。

一　令和八年十月一日以後に地方公務員等共済組合法施行令及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律及び地方公務員等共済組合法及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律の施行に伴う地方公務員等共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令の一部を改正する政令（令和四年政令第二百六十六号。以下この項及び次項において「令和四年改正政令」という。）附則第三条第四項の申出をした特定地方独立行政法人　当該申出が受理された日

二　当該特定地方独立行政法人に使用される特定勤務者（令和四年改正政令附則第三条第八項に規定する特定勤務者をいう。次号並びに次項第四号及び第五号において同じ。）の総数が常時十人以下の特定地方独立行政法人（前号及び次号に掲げる特定地方独立行政法人を除く。）　令和十七年十月一日

三　当該特定地方独立行政法人に使用される特定勤務者の総数が常時五十人以下の特定地方独立行政法人であつて、令和九年十月一日以後に特定法人（令和四年改正政令附則第三条第八項に規定する特定法人をいう。次項第一号及び第三号において同じ。）となつた特定地方独立行政法人（第一号に掲げる特定地方独立行政法人を除く。）　当該特定法人となつた日

2　前項の規定にかかわらず、次に掲げる特定地方独立行政法人は、同項の申出をすることができない。

一　令和八年十月一日において現に特定法人である特定地方独立行政法人

二　令和八年九月三十日までに令和四年改正政令附則第三条第二項本文に規定する特定法人に該当しなくなつた特定地方独立行政法人となり、その後同日までの間に同項ただし書の申出がされていない特定地方独立行政法人

三　令和八年九月三十日までに令和四年改正政令附則第三条第四項の申出（二回以上当該申出をした場合にあつては、これらのうち直近のものに限る。）がされ、当該申出をした日から同月三十日までの間に同条第六項の申出がされていない特定地方独立行政法人（この間に特定法人となつた特定地方独立行政法人を除く。）

四　令和八年十月一日以後に設立された特定地方独立行政法人であつて、当該設立された日において当該特定地方独立行政法人に使用される特定勤務者の総数が常時五十人を超えるもの

五　令和八年十月一日から前項各号に掲げる特定地方独立行政法人のいずれかに初めて該当した日の前日までの間に、当該特定地方独立行政法人に使用される特定勤務者の総数が常時五十人を超えていた特定地方独立行政法人

六　前項各号に掲げる特定地方独立行政法人のいずれかに該当したにもかかわらず、当該該当した日から起算して二年を経過した日の属する月の前月までに同項の申出がされないで、当該該当した特定地方独立行政法人に該当しなくなつた後に再び同項各号に掲げる特定地方独立行政法人のいずれかに該当するに至つた特定地方独立行政法人

3　次の表の上欄に掲げる期間における第一項第二号の規定の適用については、同号中同表の中欄に掲げる字句は、同表の上欄の区分に応じてそれぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

令和九年十月一日から令和十一年九月三十日まで	十人以下	三十六人以上五十人以下
	令和十七年十月一日	令和九年十月一日
令和十一年十月一日から令和十四年九月三十日まで	十人以下	二十一人以上三十五人以下
	令和十七年十月一日	令和十一年十月一日
令和十四年十月一日から令和十七年九月三十日まで	十人以下	十一人以上二十人以下
	令和十七年十月一日	令和十四年十月一日